

## 貴金属市場管理基本要綱の変更

旧条文を新条文に変更する。

新 条 文	旧 条 文
<p>2 売買値段の制限（制限値段）</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> <p>(1) 通常の場合の制限値段 （現行どおり）</p> <p>(2) 制限値段の特例</p> <p>現物先物取引の最終約定値段が3限月以上同一方向の制限値段に達したときは、翌営業日以降の制限値段は、1番限月を除く全限月について通常の50%増とし、最終約定値段が3限月以上で通常の制限値段に達しなくなるまで、当該制限値段の特例を適用するものとする。</p> <p><u>ただし、現物先物取引の最終約定値段が3限月以上同一方向の制限値段に2営業日連続して達したときは、1番限を除く全限月の最終約定値段が3営業日連続して通常の制限値段に達しなくなるまで、当該制限値段の特例を継続するものとする。</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>平成19年4月18日開催の理事会において議決された2売買値段の制限（制限値段）(2)の変更規定は、平成19年5月1日から適用する。なお、当該変更規定については、適用日の前々営業日の最終約定値段に遡って適用する。</u></p>	<p>2 売買値段の制限（制限値段）</p> <p>売買値段の限度額は、次のとおりとし、1番限月（当月限納会日の翌営業日以降の最初の限月のことをいう。以下同じ。）を除く全限月について適用する。</p> <p>ただし、本所が必要と認めた場合は上記にかかわらず、限月毎に限度額を設定できるものとする。なお、最低制限値段が零以下となる場合は呼値の単位の最小値を最低制限値段とする。</p> <p>(1) 通常の場合の制限値段 相場の価格変動等を勘案し、毎月本所が定める額</p> <p>(2) 制限値段の特例</p> <p>現物先物取引の最終約定値段が3限月以上同一方向の制限値段に達したときは、翌営業日以降の制限値段は、1番限月を除く全限月について通常の50%増とし、最終約定値段が3限月以上で通常の<u>場合の制限値段に達する限り</u>、当該制限値段の特例を適用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>